電話	ファクシミリ	インターネット・ホームページ	
○○四三一○五○六（江埼送受信所） ○○四三一○五○七（室戸岬送受信所） ○○四三一○五○八（土佐山送受信所） ○○四三一○五○九（土佐沖ノ島送受信所） ○○四三一○六○三（地蔵埼送受信所）			
一　一般情報の提供の場合 イ　第四条第一項第二号イ(1)及び(3) ○七九九－八二－三○四四 ロ　翌日に係る第四条第一項第二号イ(3) ○七九九－八二－三○四三 二　勧告及び指示の場合 ○七九九－八二－三○三○ ○七九九－八二－三○三一	○七九九－八二－三○四六	http://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/	
一　一般情報の提供の場合　日本語 二　勧告及び指示の場合　日本語又は英語	日本語		
一　一般情報の提供の場合（船舶から問い合わせがあったとき（翌日に係る第四条第一項第二号イ(3)については、午後一時から午後一二時までの間に限る） 二　勧告及び指示の場合　適時	船舶から問い合わせがあったとき 船舶から問い合わせがあったとき		

備考　航路における船舶の航行の制限が行われた場合若しくは同制限が解除された場合又は大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等が発生した場合におけるＭＦ無線電話による一般情報の提供は、ＭＦ無線電話の項実施時期の欄に掲げる事項によらず、適時その情報を提供する。

○海上保安庁告示第百六十八号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第八条第一項及び第二項、第二十三条の二第二項並びに第二十三条の四の規定に基づき、並びに海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）を実施するため、青ノ山船舶通航信号所に関する告示（昭和六十二年海上保安庁告示第六十四号）の全部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から施行する。

平成二十二年七月一日　　海上保安庁長官　鈴木　久泰

備讃瀬戸海上交通センターが運用する青ノ山船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示

（趣旨）

第一条　この告示は、備讃瀬戸海上交通センター（以下「センター」という。）が運用する青ノ山船舶通航信号所について周知するとともに、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号。以下「規則」という。）第八条第一項の規定による指示の方法、第二十三条の二第二項の規定による情報の提供の方法及び第二十三条の四の規定による勧告の方法を定めることで、センターが行う情報の提供、勧告及び指示の実効性を向上させ、もって、船舶の安全な航行に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　巨大船等　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号。以下「法」という。）第二十二条各号に掲げる船舶をいう。

二　特定船舶　法第二十九条の二第一項に規定する特定船舶をいう。

三　準特定船舶　特定船舶以外の船舶であって、船舶自動識別装置を備えた船舶をいう。

四　航路　法別表に掲げる備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路をいう。

（センターが運用する青ノ山船舶通航信号所）

第三条　センターが運用する青ノ山船舶通航信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　呼出名称　びさんマーチス

二　位置　香川県綾歌郡宇多津町（青ノ山）（北緯三十四度十八分十二秒東経百三十三度四十九分十六秒）

三　業務開始年月日　昭和六十二年七月一日

（情報の提供）

第四条　前条の航路標識を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　方法　ＭＦ無線電話、ファクシミリ、インターネット・ホームページ、船舶自動識別装置又は電話

二　内容

イ　ＭＦ無線電話、ファクシミリ及びインターネット・ホームページによる場合

(1)　航路における船舶の交通の制限の状況

(2)　水島港港内航路（港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）別表第二に掲げる水島港港内航路をいう。）における船舶の交通の制限又は禁止の状況

(3)　蓬埼灯台（北緯三十四度三十五分五十八秒東経百三十四度八分十八秒）から小豆島蕪埼まで引いた線、大角鼻灯台（北緯三十四度二十六分二秒東経百三十四度二十分十二秒）から馬ケ鼻灯台（北緯三十四度二十一分三秒東経百三十四度十五分二秒）まで引いた線、讃岐三埼灯台（北緯三十四度十五分四十一秒東経百三十三度三十三分三十秒）から大飛島西端まで引いた線、同地点から神島西端（御埼）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（以下「備讃海域」という。）を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

(4)　長さ百六十メートル以上の船舶及び物件えい航船等（法第二十二条第四号に規定する船舶をいう。）の航路及び水島港港内航路入航予定時刻、船名、総トン数等

(5)　水島航路における管制信号（規則第八条第二項の表に掲げる信号をいう。）及び水島港港内航路における港内信号（港則法施行規則別表第四に定める信号をいう。）の現状及び予告

(6)　航路及びその付近の海域における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況

(7)　備讃海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

(8)　青ノ山における風向、風速及び気圧並びに六島、下津井及び地蔵埼における風向及び風速

(9)　備讃海域において霧等が発生した場合における視程の状況

(10)　下津井瀬戸と水島航路との交差部、備讃瀬戸北航路と水島航路との交差部及び備讃瀬戸南航路と水島航路との接続部における潮流の状況

(11)　備讃海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

(12)　備讃海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(13)　その他船舶の航行の安全上必要な事項

ロ　船舶自動識別装置による場合

(1)　イに掲げる事項（(4)及び(8)を除く。）

(2)　青ノ山における風向、風速及び気圧並びに高井神島及び地蔵埼における風向及び風速

ハ　電話による場合　イ(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる事項

三　通信の冒頭に冠する通信符号　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ（船舶自動識別装置による場合に限る。）